

そうごうふくしぶかい だい かい 総合福祉部会 第15回	
H23.6.23	さんこうしりょう 参考資料 1
たなかのぶあきいいんていしゅつしりょう 田中伸明委員提出資料	

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしやう ぼうりょくだんはいじょようこう
障害者総合福祉法(仮称)における暴力団排除条項について

そうごうふくしぶかい いいん たなかのぶあき
総合福祉部会 委員 田中伸明

ぼうりょくだんかんけいしゃ ふく はんしゃかいてきせいりょく たいこう うご
1 暴力団関係者を含む「反社会的勢力」への対抗の動き

げんざい はんしゃかいてきせいりょく ことば もち はんしゃかいてき
現在、「反社会的勢力」という言葉が用いられるようになり、このような「反社会的
せいりょく かつどう おさ こ うご かつぱつか はんしゃかいてきせいりょく
勢力」の活動を抑え込む動きが活発化しています。この「反社会的勢力」には、
ぼうりょくだんこうせいいん じゅんこうせいいん ぼうりょくだんかんけいきぎょう ぼうりょくだんきょうせいしゃ ふく
暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、暴力団共生者などが含まれるとされて
います(警察庁「組織犯罪対策要綱」(平成16年10月25日))。

はんしゃかいてきせいりょく とく ぼうりょくだんかんけいきぎょう けんせつぶんや
このような「反社会的勢力」、特に暴力団関係企業は、これまで、建設分野など、
よさん おお はいぶん ぶんや じぎょうしゅたい はい こ しきんかくとく しゅだん
予算が大きく配分される分野において、事業主体として入り込み、資金獲得の手段と
してきました。そこで、各分野では、けんせつぎょうほう はいきぶつしりょうほう ぼうりょくだん
建設業法や、廃棄物処理法などにおいて暴力団
はいじょようこう せいてい さいきん さいけんかんりかいしゅぎょう かん とくべつそちほう
排除条項を制定しており、最近では債権管理回収業に関する特別措置法(いわゆる
さーびさーほう ぼうりょくだんはいじょようこう さだ いた い か きんこう
サービサー法)において、暴力団排除条項が定められるに至っています(以下に参考
ほうれいしゅう そうふ
法令集を添付します)。

さつこん はんしゃかいてきせいりょく かつどう たいこう かくとどうふけん
また、昨今、「反社会的勢力」の活動に対抗するため、各都道府県において、
ぼうりょくだんはいじょようれい せいてい すす ちか とどうふけんすべ せいてい み こ
暴力団排除条例の制定が進み、近く47都道府県全てに制定される見込みとなっ
ています。

しゃかいふくしぶんや ぼうりょくだんはいじょ ひつようせい
2 社会福祉分野における暴力団排除の必要性

しゃかいじょうせい なか しゃかいふくしぶんや こんごよさん ぞうか よそう
このような社会情勢の中、社会福祉分野においても、今後予算の増加が予想されて
おり、ぼうりょくだんかんけいきぎょう していことぎょうしゃ はい こ ほうせいじょう はいりよ
暴力団関係企業が「指定事業者」などとして入り込まないよう、法制上も配慮して
ひつよう かんが
いく必要があると考えます。

じっさい せいかつほ ごぶんや せいかつほ ごじゅきゅうしゃ かく こ うえ ほごひ
実際にも、生活保護分野では、生活保護受給者を囲い込んだ上で、保護費の
だいぶん しみちゅう ほうほう ぼうりょくだんかんけいきぎょう しきんげん ほうどう
大部分を手中にするという方法により、暴力団関係企業が資金源としているという報道
ちゅうい ひつよう
がなされることもあり、注意が必要です。

3 総合福祉法(仮称)における暴力団排除条項

総合福祉法では、具体的にどのような制度設計になるのかは、まだ不確定ですが、
現行自立支援法の「指定事業者」(自立支援法36条1項、3項)のような形になるのであれば、都道府県知事の指定を受けることができる事業者の要件として、暴力団排除条項を定める必要があると考えます。具体的には、①「指定」の場面と、②指定後に暴力団関係者が入り込んだ場合に備えての「指定の取消し」の場面の、2つの場面で規定を定めることが適切であると考えます。

以上

> 参考法令集

* 債権管理回収業に関する特別措置法
（平成十年十月十六日法律第二百二十六号）

(営業の許可)

第三条 債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営むことができない。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を法務大臣に提出しなければならない。

(以下、略)

(許可の基準)

第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

...

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律

第七十七号）

第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

がその事業活動を支配する株式会社

六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそ

れのある株式会社

七 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか

とを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認めら

れ

る者を含む。)又は監査役(以下この号において「役員等」という。)のうちに次の
いづれかに該当する者のある株式会社

..

ホ 債権の管理又は回収に関し、刑法(明治四十年法律第四十五号)、暴力行為
等

処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)、貸金業法若しくは暴力団員によ
る

不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令により罰金の
刑

(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり

、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

へ 暴力団員等

(許可の取消し等)

第二十四条 法務大臣は、債権回収会社が次の各号のいづれかに該当するとき
は、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは
一部の停止を命ずることができる。

一 第五条各号のいづれかに該当することとなったとき。

(以下、略)

* 建設業法

(昭和二十四年五月二十四日法律第百号)

第八条

国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいづれか
(許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までの

いづれか)に該当するとき、**許可**をしてはならない。

..

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の二第七項の規定を除く。)に違反したことにより、**罰金**の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

..

十 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに、**第六号**から**第八号**までのいづれかに該当する者**の**あるもの
十一 個人で政令で定める使用人のうちに、**第六号**から**第八号**までのいづれかに該当する者**の**あるもの

* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

産業廃棄物処理業)

第十四条

産業廃棄物**の**収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域**を**管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下、略)

..

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

..

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ (略)

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに

該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

の

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(許可の取消し)

第十四条の三の二

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号

のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第十四条第五項第二号ロ若しくはヘに該当するに至ったとき。

二 第十四条第五項第二号ハからホまで・に該当するに至ったとき。

三 (略)

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき

(前三号に該当する場合を除く。)

..

* 警備業法

(昭和四十七年七月五日法律第百十七号)

けいびぎょう ようけん
(警備業の要件)

だいさんじょう
第三条

つぎ かくごう がいとう もの けいびぎょう いな
次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

..

よん しゅうだんてき また じょうじゅうてき ぼうりょくてきふほうこうい た つみ あ いほう こうい
四 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で
こっかこうあんいんかいきそく さだ おこな みと た そうどう りゆう
国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由があ
る者

ご ぼうりょくだんいん ふとう こうい ぼうしどう かん ほうりつ へいせいさんねんほうりつ
五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律
だいしちじゅうしちごう だいじゅうにじょう も だいじゅうにじょう ろく きてい めいれいまた どうほうだいじゅうにじょう
第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条
よんだいにこう きてい しじょう もの とうがいめいれいまた しじょう ひ
の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日か
ら起算して三年を経過しないもの

..

じゅう ほうじん やくいん だいいちごう だいしちごう がいとう もの
十 法人でその役員..のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があ
るもの

じゅういち だいやんごう がいとう もの しゅつし ゆうし とりひき た かんけい つう じぎょう
十一 第四号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業
かつどう しはいてき えいきょうりく ゆう もの
活動に支配的な影響力を有する者

ふうぞくえいぎょうとう きせいおよ ぎょうむ てきせいかう かん ほうりつ
* 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
しょうわにじゅうさんねんしちがつとおかほうりつだいひやくにじゅうごう
(昭和二十三年七月十日法律第二百二十二号)

えいぎょう きよか
(営業の許可)

だいさんじょう
第三条

ふうぞくえいぎょう いな もの ふうぞくえいぎょう しゅべつ おう えいぎょうじょ どうがい
風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別..に応じて、営業所ごとに、当該
えいぎょうじょ しょざいち かんかつ とどうふけんこうあんいんかい きよか う
営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会..の許可を受けなければならない。

きよか きじゆん
(許可の基準)

だいよんじょう
第四条

こうあんいんかい ぜんじょうだいいちこう きよか う もの つぎ かくごう
公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに
がいとう きよか
該当するときは、許可をしてはならない。

..

さん しゅうだんてき また じょうじゅうてき ぼうりよくてきふほうこうい た つみ あ いほう こうい
三 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で
こっかこうあんいんかいきそく さだ おこな みと た そうどう りゆう
国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由があ
もの
る者

..

きゅう ほうじん やくいん だいいちごう だいしちごう に がいとう もの
九 法人でその役員のうち第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者が
あるもの